

(趣旨)

第1 この要綱は、鯖江・丹生消防組合消防吏員被服等貸与規則(昭和44年規則第12号。以下「貸与規則」という。)に基づき消防吏員の被服貸与事務の取扱基準を定めるものとする。

(用語)

第2 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 選択貸与とは、貸与規則第2条に定める貸与品で自由に選択できるものをいう。
- (2) 規定貸与とは、貸与規則第2条に定める貸与品のうち、消防長が統一して交付する必要があると認めて、そのつど指定するものをいう。
- (3) 特別貸与とは、前2号のほか消防長が必要と認めるものをいう。

(貸与品の範囲)

第3 消防吏員の貸与品は、規定貸与、選択貸与および特別貸与に区分して貸与する。

(個人持点数)

第4 選択貸与にかかる個人の持点は、予算額を考慮して、次の要領により割り当てる。ただし、新採用者の持点は採用された年度の持点を零として規定貸与する。

(被服に関する予算額－(特別貸与費＋規定貸与費)／選択貸与該当者数)

- 2 貸与規則第2条に定める貸与品目別の点数は、前年の調達価格に物価指数を考慮して定める。
- 3 選択貸与にかかる持点は、翌年度への繰越は認めない。

(選択等)

第5 消防吏員は、選択貸与の品目を選択するとき、常に消防吏員としての品位の保持に留意すること。

- 2 職務上監督の地位にある者は、常に吏員の貸与品の汚損状況を把握し選択を指導するものとする。
- 3 貸与品選択表提出後の品目変更および同一品目を3品以上選択することは認めない。

(監理および調査)

第6 選択貸与にかかる吏員の選択品目および数量の調査は、様式第1および様式第2の貸与品選択表により年度当初に行うものとする。

- 2 総務課に貸与品受払台帳(様式第3)および貸与品支給台帳(様式第4)を備え貸与のつど必要事項を記入するものとする。

(平12消本訓令3・一部改正)

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年消防本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成3年消防本部訓令第3号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成12年消防本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年消防本部訓令第2号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成30年消防本部訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1

(平30消本訓令2・全改)

樣式第 1

平成 年度 男性消防吏員 貸与品選択表

[illegible]

様式第2

(平30消本訓令2・全改)

樣式第 2

平成 年度 女性消防吏員 貸与品選択表

[illegible]

様式第3

(平12消本訓令3・全改)

模式第3

帳 台 括 受 品 与 貸

[illegible]

様式第4

(平12消本訓令3・全改)

模式第4

貨	与	品	支	給	台	帳
---	---	---	---	---	---	---

[illegible]